

経営継続補助金（2次募集）

新型コロナウイルスの影響を克服するため
農業者が経営計画に基づいて取り組む事業継続を支援します。

【受付期間】 令和2年10月28日(水)～10月30日(金)
(9時～16時：1人1時間を予定しています)

【場所】 秩父農林振興センター3F会議室

○三密を防ぐため受付は電話予約をお願いします

J A ち ち ぶ 営 農 経 済 部 0 4 9 4 - 6 3 - 2 0 2 0

< 補助の対象となる経費 >

① 経営継続に関する 取組に要する経費

- ・農業用機械装置等費
(単純な買い替えは対象になりません)
- ・広報費・展示会等出展費
- ・設備処分費
- ・委託費・外注費
- ・その他経費

補助率 3/4

補助上限額 100万円

② 感染拡大防止※ の取組に要する経費

- ・消毒費用
- ・マスク費用
- ・清掃費用
- ・飛沫対策費用
- ・換気費用
- ・その他の衛生管理費用
- ・PR費用

補助率 定額

補助上限額 50万円

※②の取組は①の取組と併せて行う事が条件です（②単独ではできません）

- ・令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中（原則、令和2年12月末まで）に支払が完了した経費が対象です。
- ・申請受付後、外部審査機関の審査がありますので、補助の採択が確約されるものではありません。予めご了承ください。
- ・証拠資料（領収書等）によって支払金額が確認できる経費が対象です。
- ・補助金は経費の支払いが終了し、実績報告書を提出した後に交付されます。

要件等は裏面へ

補助要件

「①経営の継続に関する取組」では補助対象経費の1/6以上を次のいずれかに充てる必要があります。

A 接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費

- (例1) 作業員間の接触機会を減らすための省力化機械等の導入 (※)
- (例2) 作業員間の距離を広げるための作業場や倉庫等におけるスペース統合やレイアウト変更
- (例3) 人と人との接触機会を減らす販売方法(ネット販売、無人販売など)の開始

B 感染時の業務継続体制の構築に要する経費

- (例) 人員削減等に備えた「事業継続計画」の策定 (コンサル費用)

※ 接触機会を減らす省力化機械等の例



野菜苗移植機



果実等自動選別機



農薬散布用ドローン

○受付時にお持ちいただくもの

- ・同封した申請書
(記入例を参考に不備のないよう記入のうえご持参ください)
- ・印鑑 (法人の場合は会社印)
- ・直近の確定申告書類
(第一表、第二表、収支内訳書又は青色申告決算書)
- ・機械等の標準価格等が分かるもの (カタログ等)

<問い合わせ先>

詳しくはJAちちぶ営農経済部または秩父農林振興センターにお問い合わせください。

- ・JAちちぶ営農経済部:0494-63-2020(平日 9:00~17:00)
- ・秩父農林振興センター:0494-25-1310(平日 9:00~17:00)